

令和7年9月2日
総合支所
生活文化政策部

女性相談支援員の体制等の強化について

1 主旨

令和6年4月に施行された、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に伴い、区は令和7年3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(以下、「基本的方針」という。)を策定し、様々な状況にある困難な問題を抱える女性への支援にあたっている。

困難な問題を抱える女性にとって、最も身近な、支援の端緒となるのは、各保健福祉センター子ども家庭支援課に配置する女性相談支援員であることから、今後、基本的方針を踏まえ、女性相談支援員の体制等の強化について以下の取組みをすすめる。

2 取組み

(1)女性相談窓口の積極的周知

相談者や相談員の安全確保の観点から、各保健福祉センター子ども家庭支援課の女性相談の窓口について積極的な周知は行っていなかった。またその名称から、単身女性が相談しにくい状況があったと考えられる。今後、子どもの有無にかかわらず、困難な問題を抱えながらも相談に繋がっていない女性に相談窓口の情報が届くよう、新たに周知カードを作成し、らぶらすで行う女性相談等も含めた相談窓口の積極的な周知を行う。

あわせて、特に DV 相談に関連した相談者や相談員の安全確保策として、DV 対応を専門とする弁護士との委託契約により、対応の難しい DV ケースへの助言等、具体的方策を検討する。

(2)女性相談支援員を中核とする相談体制の強化

常勤及び会計年度任用職員が共に担っている女性相談支援員について、会計年度任用職員については、女性相談の専任化を進める。同時に、より専門性に応じた職の設置について検討を進める。

また、常勤職員を含めた女性相談支援員に対して、経験年数に応じた研修の受講を必修化し、今年度より一部先行実施するなど、研修体系の整備も同時に進め、女性相談支援員を中核とする相談体制の強化を図る。

(3)若年女性の居場所と連携した取組みの推進

若年女性にとって行政への相談は、ハードルが高いイメージもあり、なかなか支援に繋がりにくい現状がある中で、令和7年8月から高校生世代から24歳以下の若年女性の居場所としてモデル実施を始めた「ゆうカフェ」等は、悩みや困難を抱える若年女性の発見に期待できる。

居場所から繋がった若年女性が、子ども家庭支援センター等へ繋がり、必要な相談支援が活用できるよう、連携の仕組みについて、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会」における作業部会「若年女性支援部会」で検討を進め、民間事業者など地域資源を含めた相談フローを策定し、庁内関係部署及び民間事業者との連携強化を図る。

3 今後のスケジュール(予定)

令和7年 9月 周知カード配布開始(各窓口、関係機関)、区 HP 等での周知

10月～ 会計年度任用職員の新たな職の設置検討

令和8年 4月 女性相談支援員の専任化による相談開始